

奈良県立大学客員研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学（以下「本学」という。）における学術研究の進展に寄与するため、学外の研究者（以下、「客員研究員」という。）の受け入れに関して、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 客員研究員は、本学の教授、准教授若しくは講師に相当する研究業績を有し、他の大学または研究機関（府省共通研究開発システム（e-Rad）のIDを取得できる機関に限る。）（以下、「研究機関等」という。）に常勤で雇用されていない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学においてIDを取得し、研究代表者として科研費等外部資金（以下、「外部資金」という。）の申請に向けて研究を行う者
- (2) 研究機関等の在籍中に採択された外部資金による研究（研究代表者であるものに限る。）を継続するため、本学においてIDを取得し、研究を行う者

(申請)

第3条 本学の教員（専任教員及び特任教員をいう。以下、同じ。）は、自らの研究に関連する研究者を、本学の客員研究員として受け入れることを希望する場合は、学長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、客員研究員受入申請書（様式第1号）を地域創造研究センターに提出して行わなければならない。

(受入の決定)

第4条 学長は、前条第1項の規定による申請が適当と認められるときは、大学運営会議に諮った上で、受け入れの可否を決定する。

- 2 学長は、前項により受け入れを決定したときは、様式第2号により受け入れを申請した教員（以下、「受入教員」という。）に通知するものとする。
- 3 学長は、前条の第1項の規定による申請が不適当と認められるとき、もしくは大学運営会議において不適当とされた場合は、不適当とした理由を付して、様式第3号により受入教員に通知するものとする。

(受入期間)

第5条 第2条第1号に規定する客員研究員の受入期間は、原則として1年以内とし、受け入れを承認した日の属する会計年度の末日までとする。

- 2 前項にかかわらず、受入期間中に客員研究員を研究代表者とする外部資金が採択された場合（次年度以降の採択が内定された場合を含む。）は、当該外部資金の研究期間終了まで受け入れるものとする。
- 3 第2条第2号に規定する客員研究員の受入期間は、当該外部資金の研究期間終了までとする。
- 4 前2項の受入期間中における外部資金の間接経費は、本学に帰属するものとする。

(外部資金申請)

第6条 第2条第1号に規定する客員研究員は、受入期間中に研究代表者として外部資金

に申請しなければならない。

- 2 受入教員は、客員研究員による外部資金申請が採択されなかった場合、受入期間の延長を申請することができる。
- 3 前項の規定による申請を行う場合は、外部資金審査結果の写しを添付の上、第3条の手続きによるものとする。
- 4 前2項による申請があった場合は、第4条の手続きにより、学長は受入期間延長の可否を決定する。

(報告等)

- 第7条 第2条第1号に規定する客員研究員は、年度末までに、外部資金審査結果を様式第4号により学長に報告しなければならない。
- 2 第5条第2項、第3項に規定する客員研究員は、研究期間終了後1年以内に、様式第5号により研究成果を学長に報告するとともに、学内研究会で発表しなければならない。
 - 3 前2項の報告は、受入教員を通じて行うものとする。

(処遇等)

- 第8条 客員研究員と公立大学法人奈良県立大学との間には、雇用関係は生じないものとする。
- 2 客員研究員には、給与の支給等その他一切の支給は行わない。
 - 3 客員研究員は、本学の教育研究活動に支障のない範囲内において、研究上必要な学内の施設を利用することができる。

(資格の喪失)

- 第9条 客員研究員が、受入期間中に研究機関等に常勤で雇用され、新たにIDを取得した場合は、客員研究員の資格を喪失する。
- 2 前項の事由が生じた場合は、受入教員は様式第6号により、速やかに学長に報告しなければならない。

(遵守義務)

- 第10条 客員研究員は、本学の規程等を遵守しなければならない。

(受入決定の取消し)

- 第11条 学長は、客員研究員が前条の規定に違反し、または病気その他の事由により客員研究員としての継続が困難若しくは不相当と認められるときは、大学運営会議に諮った上で、受入決定の取消を行うことができる。

(その他)

- 第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は令和6年1月29日から施行する。
- 2 奈良県立大学学術研究員規程は、令和6年1月29日をもって廃止する。
なお、本規程の施行前に受け入れを決定した学術研究員については、廃止前の規程の例による。ただし、受入期間の延長は行わない。